

湖南省工場用地等情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における工場等の用に供する土地及び建物（以下「工場用地等」という。）に係る情報並びに市内に立地を希望する企業に係る情報を登録し、これを適切に提供することにより企業の立地を促進し、もって地域経済の発展と雇用促進に寄与することを目的とする。

(物件所有者の登録)

第2条 自己の所有する工場用地等を本市に登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、湖南省工場用地等登録申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 前項の規定による申請をする場合において、申請者が当該物件に関して既に宅地建物取引業者等に仲介等を依頼しているときは、当該宅地建物取引業者等の同意書（様式第2号）を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、工場用地等登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。この場合において、登録の期間は2年間とし、再登録を妨げないものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請に係る登録の可否について、当該申請者に通知するものとする。

(工場用地等の登録要件)

第3条 この事業で取り扱う土地情報の範囲は、立地希望企業が立地を行うのに必要な土地情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 立地に関して都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令又は本市の条例、規則、要綱等の規制又は基準に抵触するもの

(2) 立地に関して湖南省総合計画、湖南省都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に合致しないもの

(3) 宅地建物取引業者にその工場用地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがある場合

(4) 前条に規定する登録の申込みの内容に虚偽の記載がある場合

(5) 前条2項に規定する同意がない場合

(6) その他市長がこの事業の対象とすることが不相当と認めるもの

(立地希望者の記載)

第4条 市内に企業立地を希望する者（以下「希望者」という。）は、企業立地希望申請書（様式第4号）により申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、企業立地希望記載票（様式第5号。以下「希望記載票」という。）へ記載するものとする。この場合において、記載の期間は1年間とし、再記載を妨げないものとする。

(情報提供)

第5条 市長は、希望記載票に記載された情報を、閲覧その他適当と認める方法により登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）に提供することができる。

2 市長は、登録台帳に記載された情報を、閲覧その他適当と認める方法により希望者に提供することができる。

3 市長は、申請者の特別の承諾がある場合、登録台帳に記載された情報を、閲覧、インターネットその他適当と認める方法により希望者以外の者に提供することができる。

(交渉希望の申出)

第6条 登録者は、希望記載票に記載された情報により、交渉希望がある場合には、市長にその旨を申し出ることができる。

(伝達)

第7条 市長は、前条の規定による申出があった場合は、速やかに当該希望者に対しその旨を伝達するものとする。

(交渉)

第8条 前条の規定による伝達を受けた希望者は、自らの責任において登録者と直接交渉するものとする。

2 市長は、物件の確認、交渉及び契約については一切責任を負わないものとする。

3 本市の役割は、情報収集と情報提供のみで、売買・賃貸の交渉は当事者間で行うものとする。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録台帳の登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用地等登録変更届出書（様式第6号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、登録台帳の登録内容を変更するものとする。

(登録の削除)

第10条 登録者は、登録台帳から登録を削除したいときは、工場用地等登録抹消届出書（様式第7号）により、その旨を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったとき又は当該登録内容が適切でないと判断したときは、登録台帳から登録を削除することができる。

(記載の変更)

第11条 希望者は、希望記載票の記載内容に変更が生じたときは、速やかに企業立地希望記載変更届出書（様式第8号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、希望記載票の記載内容を変更するものとする。

(記載の削除)

第12条 希望者は、希望記載票から記載を削除したいときは、企業立地希望記載票抹消届出書（様式第9号）により、その旨を市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は当該記載内容が適切でないと判断したときは、希望記載票から記載を削除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。